

【ケーブルスマホ端末】の提供条件について

ケーブルスマホ端末のご購入に当たり以下の内容を承諾してお申込みいただきますようお願いいたします。
本書は、ケーブルスマホ端末を当社から購入された場合における、割賦販売法第4条、および特定商取引に関する法律第5条もしくは第19条の規定に基づく書面となりますので、大切に保管してください。

I. 割賦購入に係る売買契約について

●ケーブルスマホ端末 割賦購入条件

商品名（型式）	P8lite	余白
端末種別	スマートフォン	余白
販売価格	28,600 円	余白
支払回数	24 回	余白
賦払額（月額）	1,200 円	余白
支払総額	28,800 円	余白
支払開始時期	ケーブルスマホ端末の購入月の翌月よりご請求させていただきます。	
支払方法	ケーブルスマホの月額利用料金と同条件によるお支払いになります。	
商品引き渡し方法	当社担当者による手渡しにてお引渡しをいたします。	

●その他条件

- ケーブルスマホ端末およびその付属品（ただし、当社が指定するものに限るものとし、以下「商品」といいます。）の割賦購入をお申込みの際には、本書の記載事項をよくお読みください。
- 割賦購入とは、当社が販売する商品の購入代金を分割（賦払金）して支払う形態をいいます。**お支払回数は24回払いとなります。**
- 割賦購入に係る売買契約（以下「割賦購入契約」といいます。）は、当社がお客様のお申し込みを承諾した時をもって成立するものとします。
- 割賦購入契約は、射水ケーブルネットワーク株式会社（以下「当社」といいます。）が提供するケーブルスマホをご利用いただく場合に限りお申込みいただけます。
- 割賦購入契約による商品の購入可能な台数は、お客様が契約されたケーブルスマホの回線数を上限とします。端末を追加で購入（機種変更含む）の申込の際、上限数を超過していた場合は超過台数分の端末購入はできません。**ただし、既に購入済み商品の割賦購入契約に基づく割賦金の支払いが完了している場合は、上限台数の範囲内には含めません。
- ケーブルスマホをキャンセル（ご利用開始前のキャンセルを含む）された場合は、当社は無条件で割賦購入契約を解除することができます。
- 割賦金は、商品を購入した日の属する月の翌月よりご請求させていただきます。**ただし、当社の業務遂行上やむを得ない場合は、購入月の翌々月以降よりご請求させていただきます場合がございます。
- 割賦金は、ケーブルスマホなどのご利用料金と併せてご請求させていただきます。お支払方法およびお支払日は当社所定の方法となります。**
- 割賦金の支払期間途中にケーブルスマホを解約された場合、割賦金残額を解約月の翌月に一括清算となります。**
- 商品の割賦購入契約上の地位（賦払金の支払債務に係るものを含みます。）を第三者に譲渡することはできません。
- お客様が次のいずれかの事由に該当した場合、残余の賦払金の全額を当社からの請求により支払っていただきます。
 - 支払期日に賦払金の支払いを遅滞し、当社からその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。
 - 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったときまたは一般の支払いを停止したとき。
 - 差押、仮差押、保全差押、仮処分の上申立てまたは滞納処分を受けたとき。
 - 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の上申立てを受けたときまたは自らこれらの上申立てをしたとき。
 - 割賦販売契約上の義務に違反し、その違反がその割賦販売契約の重大な違反となるとき。
 - 上記のほかお客様の信用状態が著しく悪化したとき。

12. 賦払金の支払いを遅滞した場合、お客様は、その賦払金に対し、支払期日の翌日から支払日までの期間に応じて年 14.6% の割合で算定した遅延損害金を支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内にその賦払金の支払があった場合には、この限りではありません。
13. 商品の所有権は、商品をお客様にお引渡しした時点で当社からお客様に移転します。
14. お客様にお渡しする商品、各種通知書等については、お渡し時に提示する「ケーブルスマホお引き渡し確認書」のご署名をもって受領したものとみなします。

II. ケーブルスマホ端末の保証について

1. 商品の保証は、メーカーが定める「メーカー保証」と当社の「安心パック B」に内包する「ケーブルスマホ延長保証サービス（以下、「延長保証サービス」といいます。）」にて提供いたします。
2. **安心パック B は、当社が販売する商品に限り提供いたします。なお、安心パック B の加入はお客様の任意によりますが、その申込みは商品の申込と同時に手続きをおこなう必要があります。**
3. **延長保証サービスの提供期間は、安心パック B の対象とする商品の提供日から、その日の属する月の翌月から起算して 36 ヶ月目の月の末日までとします。**
4. 正常なご使用状態のもとで、延長保証サービスの保証期間内に商品が故障した場合、延長保証サービスの利用規約に準じて商品の交換対応を行います。
5. 交換用の商品は、原則同一機種および同一色とします。ただし、在庫不足等の事由により同一機種および同一色での交換対応が困難な場合は、別途当社が指定する機種または色となります。
6. 故障が発生した時期および内容がメーカー保証の対象となる場合はメーカー保証を優先します。
7. **商品の故障・修理・紛失などにより、商品に保存されているデータおよび設定情報が変化・消失する恐れがあります。データおよび設定情報の変化・消失により生じた損害につきましては、一切の責任を負いかねます。**
8. **商品内の各データの保証はいたしかねますので、お客様ご自身で商品内のデータを外部記憶媒体に移す等、定期的なバックアップを実施してください。**
9. 商品引き渡し時にお渡しする「ケーブルスマホお引き渡し確認書」の写しが商品の購入日を証明するものとなります。メーカー保証をご利用時は必要な書類となりますので大切に保管ください。

●延長保証サービス

商品名	延長保証サービス
保証期間	提供開始日の属する月の翌月から起算して 36 ヶ月目の月の末日まで
月額料金	安心パック B : 600 円
端末交換のご利用可能回数	12 ヶ月ごとに最大 2 回まで（36 ヶ月間で最大合計 6 回まで）
免責金	1 回目 : 5,000 円 2 回目以降 : 10,000 円 ※メーカー保証が優先される場合は免責金は発生しません
提供内容	延長保証サービスの利用規約に準じて、ケーブルスマホ端末の交換対応を行います。ただし事象がメーカー保証の対象となる場合、メーカー保証を優先します。 <延長保証サービスの提供対象となるケース> ・ 端末の自然故障 （取扱説明書などの注意書きに従った正常な使用状態で発生した故障） ・ 偶然の事故による端末の水濡れ、全損または一部の破損 ※盗難、紛失時は対象外となります。
注意事項	・ ケーブルスマホ端末を機種変更された場合、旧端末の安心パック B は自動的に解約となります。また、新端末の安心パック B は別途お申込みが必要です。 ・ ケーブルスマホを解約された場合、安心パック B も自動解約となります。

延長保証サービスの内容等その他詳細については、「ケーブルスマホ延長保証サービス利用規約」をご参照ください。

●メーカー保証

商品の外箱に同梱されている保証書の内容に準じます

Ⅲ. クーリングオフについて

1. 当社または当社の委託先から訪問販売または電話勧誘販売で、商品のお申し込みをされたお客様は、お申込日を含む8日間は、書面により無条件にそのお申し込みの撤回（その売買契約が成立している場合はその解約。以下「撤回等」という。）を行うこと（以下「クーリングオフ」という。）ができます。
2. クーリングオフの効力は、当社に撤回等の書面が提出されたとき（郵便で発送された消印日付）に生じます。
3. この場合、お客様は、損害賠償などを支払う必要はなく、既に支払った金銭がある場合は速やかにその金額の返還を受けることができ、さらにその商品の引き取り費用を負担することはありません。
4. その他契約（ケーブルスマホ契約など）に係るものは、クーリングオフの対象となりませんのでご注意ください。

※ハガキなどに次の必要事項をご記入のうえ、当社まで郵送して下さい。

【必要事項】①商品のお申込日 ②商品名 ③撤回等の旨

【書面送付先】〒934-0012

富山県射水市中央町 17-1

射水ケーブルネットワーク株式会社宛

《販売事業者》

〒934-0012 富山県射水市中央町 17-1 射水ケーブルネットワーク株式会社

《代表者名》代表取締役社長 川井 和夫

《お問い合わせ連絡先》

0120-82-7320（携帯電話・PHSからもご利用いただけます） 営業日：月～土曜日（祝日も含む）

0766-82-7320

受付時間：8:40～17:20

※IP電話などフリーコールをご利用いただけないお客様は「0766-82-7320（通話料有料）」におかけください。

※お問い合わせ内容の把握ならびに対応品質向上のため、通話を録音することがあります。あらかじめご了承ください。

※電話番号をよくお確かめの上、お間違いのないようおかけください。

※本書面に記載の金額は税抜価格となります。

※かかる消費税相当額はお引渡し日時点での消費税率から計算し、税抜価格に加算しご請求させていただきます。